

運営上の留意事項

【福祉用具貸与・販売】

令和7年度 集団指導



神戸市福祉局監査指導部

はじめに

- 集団指導の構成は、①全サービス共通の項目、②居宅・通所サービス共通の項目、③各サービスの項目（訪問系サービス、通所系サービス、GH・多機能型サービス、居宅介護支援、福祉用具）に分かれています。①②は全て視聴してください。③は市ホームページへの資料掲載となっていますので、該当するサービスの資料を選択して閲覧してください。
- この資料は③各サービス（福祉用具）の内容です。
- 市ホームページ※に掲載の資料のうち、事業に関する項目は全て閲覧してください。

※「2025年度 集団指導 介護 神戸市」で検索してください



1 基本方針

- サービスの提供にあたっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日号外厚生省令第37号）に規定された基本方針を確認し、運営基準を遵守すること。
- 福祉用具の貸与・販売にあたっては、サービス担当者会議においてその必要性を十分に協議すること。特に同一品目の複数貸与・販売は、単なる利便性の向上を理由とする場合は認められていないことに注意すること。
- 令和6年4月より導入された一部の福祉用具の貸与・販売の選択制について、適切に説明し、提案すること。

2 人員に関する留意事項

(1) 福祉用具専門相談員（共通）

- 常勤換算方法で、二以上とする。
- 指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与事業者、指定特定介護予防福祉用具販売事業者、指定特定福祉用具販売事業者事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、各事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 設備・備品等に関する留意事項

(1) 福祉用具貸与の設備及び備品等

● 福祉用具の保管・消毒のための設備等

福祉用具の保管及び消毒のために必要な

- ・ 設備及び器材
- ・ 事業の運営を行うために必要な広さの区画
- ・ 指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等

を備えなければならない。

※ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、設備又は器材を有しないことができる

→衛生管理等に注意

3 設備・備品等に関する留意事項

● 福祉用具の保管のために必要な設備

- ・ 清潔であること
- ・ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること

● 福祉用具の消毒のために必要な器材

- ・ 取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 設備・備品等に関する留意事項

(2) 特定福祉用具販売の設備及び備品等

● 福祉用具の販売のための設備等

- ・ 事業の運営を行うために必要な広さの区画
- ・ 指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。



購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースは確保できていますか？

4 運営に関する留意事項

(1) 福祉用具貸与

① 基本的取扱方針

● 目標を設定し、計画的に行うこと

- ・福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その**目標を設定**し、**計画的**に行わなければならない。
- ・常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- ・事業者は、自らその提供する福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 運営に関する留意事項

② 具体的取扱方針

● 適切な選定のための情報提供を行い同意を得ること

- ・ 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じること
- ・ 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること
- ・ 利用者が自ら選択できるように、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を提供すること

4 運営に関する留意事項

● 選択制の説明を行ったうえで提案を行うこと

選択制の対象となっている福祉用具の提供にあたっては、

- ・ 利用者が貸与又は販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、
- ・ 利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供し、
- ・ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケアマネジャーその他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと



4 運営に関する留意事項

● 適切な点検・調整を行うこと

・貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、**点検を行うこと。利用者の身体の状態等に応じて調整を行うこと。**

● 使用時の留意事項を説明、使用方法を指導すること

・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した**文書を利用者に交付し、十分な説明**を行った上で、必要に応じて**利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。**

・利用者等からの要請等に応じて使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。



4 運営に関する留意事項

● 居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられる場合の記載

- ・ 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、**貸与が必要な理由が記載**されるとともに、担当ケアマネジャーにより、必要に応じて随時その**必要性が検討**された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるようにすること。

4 運営に関する留意事項



③ 福祉用具貸与計画の作成

- 福祉用具専門相談員により福祉用具貸与計画を作成すること
福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、

- ・ 福祉用具貸与の **目標**
- ・ 当該目標を達成するための **具体的なサービスの内容**
- ・ 福祉用具貸与計画の **実施状況の把握（モニタリング）** を **行う時期**

等を記載した **福祉用具貸与計画を作成しなければならない。**

4 運営に関する留意事項

- **特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成すること**

福祉用具貸与計画の作成において、特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と**一体のものとして作成**されなければならない。

- **居宅サービス計画の内容に沿って作成すること**

福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、当該**居宅サービス計画の内容に沿って作成**しなければならない。

4 運営に関する留意事項

● 利用者又はその家族に説明し、同意を得ること

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

※文書を交付して説明を行うこと

※同意については、利用者、事業者双方の保護の立場から、書面で得ることが望ましい



● 福祉用具貸与計画をケアマネジャーにも交付すること

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

4 運営に関する留意事項

● モニタリングを実施すること

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、

- ・ **モニタリング**を行うこと

※ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行う

- ・ **モニタリングの結果を記録し、当該記録を指定居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に報告すること**
- ・ **モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。**

4 運営に関する留意事項

④ 衛生管理等

● 従業者の衛生管理を行うこと

- ・事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

● 回収した福祉用具の適切な消毒を行うこと

- ・回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

4 運営に関する留意事項

● 福祉用具の保管・消毒を委託する場合

福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合においては、

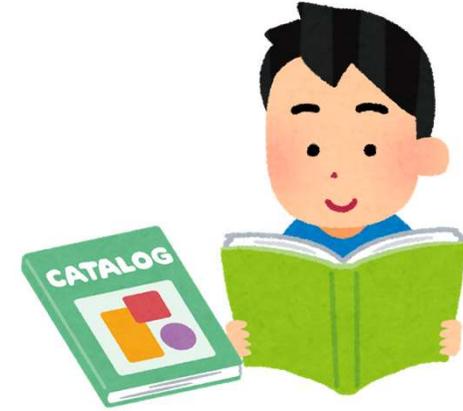
ア 委託契約において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保すること

イ 委託事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること



4 運営に関する留意事項

⑤ 取扱種目、目録



● 取扱種目

事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、**できる限り多くの種類**の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

● 目録の備え付け

利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その**取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録**等を備え付けなければならない。

4 運営に関する留意事項

(2) 特定福祉用具販売

① 具体的取扱方針

● 計画に基づき情報を提供し、同意を得ること

- ・ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

4 運営に関する留意事項

● 選択制の説明を行ったうえで提案を行うこと

選択制の対象となっている特定福祉用具販売にあたっては、

- ・ 利用者が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の
いづれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、
- ・ 利用者の選択に当たって必要な情報を提供するとともに、
- ・ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケアマネ
ジャーその他の関係者の意見及び利用者の身体の状況
等を踏まえ、提案を行うこと。



4 運営に関する留意事項

● 点検・調整を行うこと

- ・販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、**点検を行うこと**。
- ・利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の**調整を行うこと**。

● 文書による説明、使用方法の指導を行うこと

- ・当該特定福祉用具の**使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、**
- ・必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を**使用させながら使用方法の指導を行うこと**。

4 運営に関する留意事項

● アフターケアに努めること

・利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の**使用状況を確認**するよう努めるとともに、必要な場合は、**使用方法の指導、修理等を行う**よう努めること。

● 居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられる場合の 必要性の明記

・居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が**必要な理由が記載される**ようにすること。

4 運営に関する留意事項



② 特定福祉用具販売計画の作成（販売）

● 福祉用具専門相談員により特定福祉用具販売計画を作成すること

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、

- ・ 指定福祉用具貸与の **目標**
- ・ 当該目標を達成するための **具体的なサービスの内容**

等を記載した **特定福祉用具販売計画**を作成しなければならない。

4 運営に関する留意事項

- **福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること**
 - ・ 指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と**一体のものとして作成**しなければならない。
- **居宅サービス計画の内容に沿って作成すること**
 - ・ 既に居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、**その内容に沿って作成**しなければならない。

4 運営に関する留意事項

● 利用者又はその家族に説明し、同意を得ること

・福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

※文書を交付して説明を行うこと

※同意については、利用者、事業者双方の保護の立場から、書面で得ることが望ましい



4 運営に関する留意事項

- **特定福祉用具販売計画を利用者に交付すること**

- ・福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を**利用者に交付しなければならない**。

- **計画作成後、目標達成の確認を行うこと**

- ・福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成後、**計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと**。

4 運営に関する留意事項

③ 取扱種目、目録



● 取扱種目

事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、**できる限り多くの種類**の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

● 目録の備え付け

利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その**取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録**等を備え付けなければならない。

5 介護報酬に関する留意事項（貸与）

（1）福祉用具貸与費

● 算定不可の場合

以下を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定しない。

- ・ 特定施設入居者生活介護費

（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）

- ・ 認知症対応型共同生活介護費

（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）

- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護費

（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

● 福祉用具貸与費の算定対象外

① 要介護 1

車いす（第1項）、車いす付属品（第2項）

特殊寝台（第3項）、特殊寝台付属品（第4項）

床ずれ防止用具（第5項）、体位変換器（第6項）

認知症老人徘徊感知機器（第11項）、移動用リフト（第12項）

自動排泄処理装置（第13項）※

に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

② 要介護 2、3

自動排泄処理装置（第13項）※

に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

※尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。

（ ）の項目は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成11年厚生省告示第93号）

● 例外給付について



ホーム > 事業者の方へ > 各業種へのご案内 > 介護サービス事業 > 神戸市の規定・様式類 > 福祉用具貸与の例外給付

福祉用具貸与の例外給付

最終更新日：2023年3月3日 ページID：9299

制度の概要

要支援1、要支援2及び要介護1の方は、その状態像から見て使用が想定しにくい場合、原則として介護報酬が算定できません。福祉用具がありますが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当される方については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められます。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要介護2及び要介護3の方であれば、厚生労働省の示した状態像に該当する方についてのみ例外的に給付が認められています。



様々な疾患等によって、**厚生労働省の示した状態像に該当される方**については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められているため、詳細は、市ホームページを確認すること。

引き続き各動画・ホームページに掲載の資料を
ご確認ください。

